

地方財政に関する諸課題への対応について

少子・高齢化対策や地域経済の活性化、住民の安全・安心の確保等、住民ニーズの多様化・高度化に的確に対応していくためには、地方が自由に使える財源の拡充と安定確保が不可欠である。

加えて、国と地方を通じた大きな課題である地方創生を推進していく上でも、安定的な財源の確保の重要性が増している。

平成27年度は、景気回復により地方税収が増加する中、臨時財政対策債の発行を大幅に抑制しながら、地方交付税の減少を最小限にとどめた結果、地方交付税総額が前年度より0.1兆円少ない16.8兆円となったものの、地方の一般財源総額については平成26年度を1.2兆円上回る61.5兆円が確保された。

我が国の景気は、緩やかな回復を続けており、地方においても、雇用・所得環境の着実な改善傾向がみられるものの、その動きは都市部と比べると緩やかなものに止まっている。

これまで地方では、財政基盤を強化するため、職員数や投資的経費の削減等を断行し、懸命な歳出削減努力を重ねてきた。

我々としては、これまで同様、地域経済の再生と財政健全化の両立を念頭に置きながら、歳出の重点化・効率化等の行財政改革に取り組んでいく所存である。

国においては、平成29年4月の消費税率10%引上げに向けて、経済状況の着実な改善に努めるとともに、依然として厳しい地方財政の現状や地域経済の情勢等を十分に踏まえ、以下の項目について適切に対応するよう求める。

1 地方一般財源総額の確保

国と地方を合わせた基礎的財政収支の黒字化に向けた議論が進められているところであるが、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源総額については、実質的に平成27年度地方財政計画の水準を下回らないよう確保すること。

特に、地方交付税については、本来の役割である財源調整機能と財源保障機能が適切に発揮されるよう総額を確保するとともに、地方交付税の予見可能性を向上させ、持続可能な制度となるよう、臨時財政対策債の発行等の特例措置を講じるのではなく、交付税率を引き上げること。なお、臨時財政対策債の償還財源については、他の財政需要を圧縮することがないよう確実に確保すること。

また、国・地方を挙げて地方創生に取り組む中で、地域の実情に応じた少子・高齢化対策、地域経済活性化・雇用対策、南海トラフ地震等を想定した防災・減災対策等を推進できるよう、歳出特別枠を維持し、必要な歳出を地方財政計画に的確に計上すること。

なお、人口減少が急速に進む地方に配慮し、地方交付税の算定において基礎数値の人口が切り替わることによる影響を最小限に留めるための措置を講ずること。

2 社会保障と税の一体改革に対応した地方税財源の拡充

(1) 社会保障制度改革に伴う税財源の確保

「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」で示された社会保障制度改革に当たっては、地方と十分に協議を行い、その意見を反映させるとともに、改革の実現に要する安定的な財源を確保すること。

特に、社会保障制度改革に伴い生じる地方負担については、その財源を確実に措置することとし、引上げ分の消費税及び地方消費税を充てることとされている社会保障制度の機能強化や機能維持等に係る地方負担の全額を基準財政需要額に算入すること。

なお、消費税の軽減税率制度については、平成27年度与党税制改正大綱において、平成29年度からの導入を目指すとされている

が、実際に導入する際には、地方の社会保障財源に影響を与えることのないよう、代替税財源を確保する方策を同時に講ずること。

(2) 偏在性が小さく安定性の高い地方税体系の構築

平成26年度与党税制改正大綱における消費税率10%段階の地方法人課税の偏在是正に当たっては、財政力の弱い団体に配慮した税源偏在の是正措置を講じるとともに、安定性の高い地方税体系を確立すること。

3 法人実効税率引下げに伴う代替税財源の確保

国・地方を通じた法人関係税収の6割強は地方財源であることから、法人実効税率のさらなる引下げを行う場合には、地方交付税原資の減収分も含め、地方財政に影響を与えることのないよう、恒久的な代替税財源を必ず確保すること。

なお、代替税財源として法人事業税の外形標準課税の拡大を検討するに当たっては、地域経済への影響も踏まえ、資本金1億円以下の中小法人への配慮を適切に行うこと。

4 車体課税の見直しに伴う代替税財源の確保

平成27年度与党税制改正大綱において、平成28年度以後の税制改正で具体的な結論を得るとされている自動車取得税の廃止等の車体課税の見直しについては、地方の意見を十分に踏まえ、都道府県及び市町村に減収が生ずることのないよう、具体的な代替税財源を必ず確保すること。

また、代替税財源による税収が平年度化するまでの間の減収分については、地方財政計画において確実に措置すること。

5 地球温暖化対策に関する地方の税財源の確保

「地球温暖化対策のための課税の特例」（国税）については、使途を森林吸収源対策にも拡大するとともに、その一部を地方税財源化する等、森林吸収源対策及び地球温暖化対策に地方が果たす役割を適切に反映した安定的かつ恒久的な制度を早期に構築すること。

6 ゴルフ場利用税の堅持

ゴルフ場利用税は、道路や上下水道、廃棄物処理等の地方が供給する行政サービスに対して、受益に着目した税負担を求めるものであり、ゴルフ場所在地における財政需要に対応する貴重な税源であることから、現行制度を堅持すること。

7 退職手当債に係る特例措置の延長

平成27年度までの特例である退職手当債発行の拡充措置について、今後も大量退職が見込まれることから、その期限を延長すること。

平成27年6月

九州地方知事会長

大分県知事 広瀬 勝貞